

農業委員会だより

お知らせ

■農業委員会総会

農業委員会への各種申請の締め切りは、毎月10日です。総会は25日を定例としておりますが、休日と重なる場合は前後の平日に開催します。

■耕作証明について

耕作証明は、農地台帳に基づきその世帯で耕作している農地面積の証明を発行します。（1通：200円）相対貸借による農地については、証明される面積に含まれません。

口約束での貸し借りによるトラブルが発生しています。農業委員会を通して貸借をしましょう。

■農地転用許可・農振農用地区域からの除外手続きについて

農地に住宅等の建物を建てたり、農地を資材置場や駐車場として利用する（農地転用する）場合や農地転用するために農地を譲渡する場合は手続きが必要です。

農業委員会事務局に所定の書類を提出してください。なお、手続きには一定の期間を要しますので、所要期間についてはお問い合わせください。

※集団的な農地や基盤整備事業を行った農地など、農地の条件によっては許可されない場合がありますので、事前に許可見込みについてご相談ください。

■相続未登記農地(所有者不明農地)の利用権設定について

- ・農業経営基盤強化促進法一部改正により、所有者不明農地について、農地中間管理機構を通じて、20年以内の貸し借りができるようになりました。
- ・所有者がわからないけど借りたい、亡くなった祖父母や親の名義での登記のままだが、貸したい農地等ありましたら、ご相談ください。

■賃借料情報

10アールあたり賃借料（畑）

令和3年実績

区分名	基盤整備地区	未整備地区
平均額	16,600円	15,500円
最高額	23,800円	20,500円
最低額	8,600円	7,600円
データ数	122	91

令和2年実績

区分名	基盤整備地区	未整備地区
平均額	16,700円	14,800円
最高額	25,700円	24,100円
最低額	8,600円	7,500円
データ数	230	217

■農地パトロール（利用状況調査）月間

7月下旬～9月にかけて農地の利用状況調査を実施します。調査は ①地域の農地利用の総点検、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導と違反転用発生防止および早期発見・是正対策等について重点的に取り組むことを目標としています。農家の皆様のご協力をお願いします。

■農地借りたい・貸したいアンケートについて

平成30年4月から各地区の農業委員が農家への戸別訪問を行い「農地借りたい・貸したいアンケート」により農地に関する意向確認を実施しており、今後も継続して実施します。このアンケートで得られた情報は、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定や担い手への農地集積・集約化、地域営農の維持・向上のために有効利用されますので、農業委員が訪問した際には、ご協力をお願いします。

■農地中間管理事業について

- 農地中間管理事業は、農地の貸し借りの方法です。
- 農地バンクは県知事から指定を受けた公的な機関です。
- 農地バンクが農業委員会と連携し、農地の貸し借りを調整します。
(ご相談は農業委員・農業委員会窓口で承ります。)
- 賃借料は、農地バンクが徴収・支払いを行います。
(無償(使用貸借)での設定も可能です。)

○所有者(農地の出し手)のメリット

- 契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- 賃借料は、決まった時期に農地バンクが所有者指定口座に振り込みます。

○耕作者(担い手)のメリット

- 契約が一本化され、賃借料の口座引落手数料は農地バンクが負担します。
- 農地を集積・集約することで、農作業の効率化や生産性の向上が図られます。

※個人がリタイヤなどに伴い、すべての農地を農地バンクへ貸し付けた場合や人・農地プランなど一定地域単位での農地バンクへの貸付率や貸付面積に応じて協力が交付されます。(交付要件や交付額などは、農業委員会にご相談ください。)

■農業者年金に加入しませんか

- 国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の経営主と、農業に従事している家族(配偶者・後継者)も加入できます。
- 掛け金は、月2万円から6万7千円まで千円単位で自由に設定でき、いつでも保険料の変更ができます。
- お得なポイント
 - ①終身年金で80歳までの保証付きです。
 - ②認定農業者で青色申告している35歳未満の方には、国から月額1万円の保険料補助があります。
 - ③保険料の全額が社会保険料の控除の対象となります。
- 令和4年制度改正により、さらに加入しやすくなりました。
→詳しくは、4ページから5ページをご覧ください。

■全国農業新聞の普及推進

農業者への農業技術・農業経営及び農業情報の提供のため、全国農業新聞の普及・推進を行っています。(お申し込みは農業委員または農業委員会まで)

農業者年金制度改正のお知らせ

農業者年金制度を「より良く！より加入しやすく！」し、より一層農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るため、令和4年から次の点で大きく制度改正されました!!

改正① 若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます!!
(R4. 1. 1~)

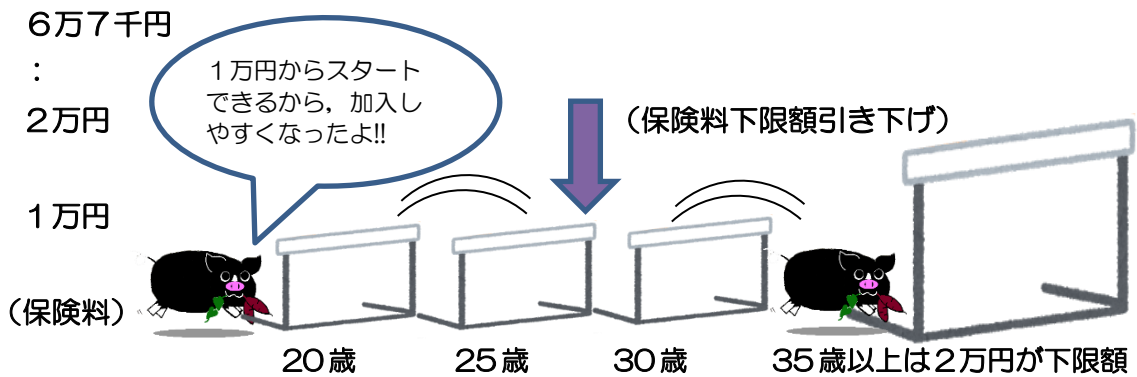
従来は、農業者年金の保険料は通常加入の場合、2万円~6万7千円の範囲でのみ、自由に選択できる仕組みとなっていました。

しかしながら、令和4年より、**35歳未満の若い農業者**については、**保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられる**ことが決定しました!!

保険料引き下げの対象者

次の①~⑤のいずれにも該当しない35歳未満の方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定新規就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を定かつし経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者



改正② 受給開始時期の選択肢が広がります!! (R4. 4. 1~)

農業者年金は自己負担部分の場合、65歳に達したときに受給できる仕組みでしたが、令和4年4月1日から、**65歳以上から75歳未満の間で、受給開始時期を選択できる**ようになりました!!





資産運用の結果に大きく左右されますが、受給開始時期を遅らせた場合、

- ①受給する年金額は主に平均余命に基づくため、受給する年額が高くなる傾向にある他、②資産運用期間も長期になり付利額の充実が見込まれます!!

【65歳から受給した場合の受給年額】男性：75.1万円，女性：63.1万円

【75歳から受給した場合の受給年額】男性：148.4万円，女性：116.5万円

※ 月額2万円で40年間加入した場合で、運用益は2.50%で計算しています。

改正③ 加入可能年齢が引き上げられます!! (R4. 5. 1~)

農業に年間60日以上従事する方で、国民年金の第1号被保険者である方のうち、国民年金の任意加入者（40年間国民年金を納付しなかった方で60歳以上65歳未満の間に国民年金に任意で加入している方）は、65歳まで加入できるようになります!!

【現行は60歳までが加入可能】

・・・55歳 60歳



【改正後は要件を満たせば加入可能】

・・・55歳 60歳 65歳



【お問合せ先】

知名町農業委員会事務局

〒891-9295

鹿児島県大島郡知名町知名307番地（知名町役場内）

電話：0997-84-3165 FAX：0997-93-2060

E-mail：china14@town.china.lg.jp